

令和5年度 第4回 寄居町水道委員会 議事録

1 開催日時及び場所

令和6年3月21日（木） 午後2時00分から午後3時20分まで
寄居町役場 庁議室

2 出席者

委員会委員 12名出席（町議会選出3名、受益者代表7名、知識経験者2名、
公募1名 計13名）※1名欠席

アドバイザー 1名（公益社団法人日本水道協会）

事務局 4名（上下水道課4名）

3 委員会次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）新水道料金表策定について

（2）その他

4 閉会

4 会議録（要点記録）

議事

（1）新水道料金表策定について

事務局：新水道料金表策定について概要説明

（添付資料「新水道料金表策定について」「資料No.1」「資料No.2」「資料No.3」）

【質疑応答】

会 長： 只今事務局から説明があったが、前回までの審議結果を踏まえて事務局がD案を作成した。今回出されたD案は、前回の委員会で委員の皆様から出された意見等をできる限り反映して作成したとのことである。

本日の審議については、このD案に絞って審議を行えたらと思うが、アドバイザーさんからご意見等あればお願いしたい。

アドバイザー：今回の新しい案は、前回までの委員会での意見を落とし込んできちんと反映

させた案だという印象を受けている。

個別に3点だけ、アドバイザーとしての意見を述べさせていただく。

1点目の改定率の話だが、前回のB案では料金改定率が使用水量と比例していない状態であるが、今回のD案では、使えば使うほど改定率が上がるという、料金改定の案としては非常にいい形に落とし込まれている。

2点目の新設区分について、13mm口径の21～30m³を設定しているが、新しい区分をつけることによって、その使用帯、使用水量を使っている方々に対してもきめ細かいアプローチをしていると見ることができる。

区分自体の数については事業者により違い、今回のD案では7区分だが、多いところでは、それ以上のところもあるが、必ずしも多ければ多いほどいいというものではなく、きちんとその事業者の使用実態に合わせた区分を設けているのかが大事になってくる。寄居町の実情に合わせて設定してあるので、これも評価できるところになる。

3点目、従量料金の微調整だが、こちら水料金改定の最終段階になると、最終的には料金の微調整といった作業が中心になるため支障のない流れとなる。アドバイザーとしては以上である。

会 長： 事務局からの細かい説明や、アドバイザーさんからのアドバイスをいただいた。これらのことを踏まえ、審議を行いたいと思うが、委員の皆さんよろしいか。

〈異議なし〉

会 長： よろしければ、意見等ある方はお願いしたい。

委員A： 全体として22%の値上げということだが、このD案で示されている改定率を見ると、口径13mmで、100m³以上使用したときにしか改定率が122%を超えていないが、これで本当に22%増加になっているのか。

事務局： 第2回の水道委員会の際に少し触れたが、改定率22%については、単年で考えた場合の22%ではなく、料金算定期間5年間トータルの給水収益の合計が財政目標である。

委員A： 料金算定期間の5年単位で考えると辻褄^{つじつま}が合うとのことだが、この表だと22%はとても無理のように見えるが、このように考えると結果として22%になるというような、もう少し中身をわかりやすく説明して欲しい。

アドバイザー： わかりやすく説明させていただくと、まず、料金算定期間5年間で必要なお金の総額がベースにある。

その必要な総額を、仮に1,000円と仮定すると、この1,000円をそれぞれの使用水量などから分析し、それぞれ振り分けているとイメージして欲しい。

例えば、10m³を使用しているところはこの料金。11～20m³を使っているところはこの料金。501m³以上はこの料金、そういった形で振り分けている。

委員Aが言うように疑問に思うのも当然であり、例えば本当に全体で22%を上げるというのであれば、ここの改定率が、前回のA案のように、全部122%になったり、表の部分の足した平均が122%になれば、分かりやすいと思うが、例えば、資料4頁の口径13mmで使用水量100m³のところについて、ここが1%高い123%であり、上げ率はプラス1%程度と見えるが、使用水量がもともと100m³以上で多いので、当然そこにかかってくる料金収入も総額として高額となる。

また、それ以下の水量では、改定率は低くても、算定期間の総額ではなお改定率22%になる料金収入として、計算されているとのことなので大丈夫かと思う。

委員A： 要するに100m³以上使用している使用者は多くあるので大丈夫ということか。

事務局： 令和4年度の決算での割合だが、100m³以上使用している水量の割合については、全体の約4割である。

委員B： 前回、A案B案C案の3案が出たが、自分はB案に賛成した。

今回、D案として新しい案が提案されたが、この案は家庭と事業者が同分に負担していくように思える。

前回のB案は、事業者の料金は比較的高かったが、今回のD案は改定率が下がっている。また、家庭用については増額となっている。

全てに公平とは難しいかと思うが、やはり一般家庭の支出が物価やライフラインの料金が高額になっているので大変かと思う。

事業者の方も大変だと思うが、一般家庭より考慮されているのではないか。

事務局： D案の内容が一般家庭に少し厳しく、事業者には配慮しているという評価をいただいたが、資料No.2の現行料金とB案及びD案の比較のところを見ていただくと、一般家庭13mmの20m³までは同額だが、21～50m³ではB案のプラス20円が、D案だと31～50m³までは、さらにプラス20円ということになる。

それ以降の水量の多い区分を比較すると、D案の方が安価な区分もある。

大口の使用者について、使用水量に応じ、それ相当の負担をお願いすべきというお話かと思うが、寄居町の地域特性として、超大口の事業者があり、そこへの水量の依存度が高く、今後も同様に推移していくことが確実ならば、多く使用する事業所に多く負担していただくというような選択肢もあるかと思うが、前回の委員会でご意見をいただいた通り、民間の事業者は景気に大きく左右される為、依存しすぎると水道事業運営の懸念材料となる課題であるため、それを整理させていただいたのがD案である。

現行の料金との比較を見てもらうと、B案と比較してD案の一般家庭の料金が、大幅に負担増になっているわけではないと思う。

アドバイザー： もう1点、皆さんに持って欲しい視点がある。

前回の委員会の中で、B案C案の説明時に、B案は一般家庭重視、C案は大口の事業者さんを重視と説明をしたが、もう一つの視点としては、事業者依存から脱却したいということである。

基本的に事業者は、多くの水を使ってくれる。たくさん使ってくれるということは当然水道の利益として事業体にも入り、もちろん一般の方の水道料金も利益として入り、それを使い色々な水道の整備であるなど、これから先、急にお水が出なくならないようにきちんと施設や水道管などを補修する必要がある。

事業者依存とは、大きな事業者の料金を高くしすぎると、仮にそこが急に水を使わないようになると、必要な収入を得られないこととなり結局しわ寄せは、一般家庭の方々に向かう可能性がある。

最初に大口事業者さんの水道料金を、多く使ってくれるので高く設定しようとする、経営が順調な時は料金収入が増えてくるが、景気の悪化や事業規模の縮小などで水の使用量が減ると、一気に水道料金の収入が減少となる。

その場合、トータルの収入が減少になるので、必要な施設の更新や水道管の修理がだんだん後回しになり、そこでまた急に料金を上げるわけにもいかず、そのまま計画も後ろ倒しにしようなどとしていくと、災害時には、一気に水道のライフラインが機能しなくなる事も起こり得る。

たしかに数字だけ見ると、一般家庭の負担が多いのではという見方もあるが、必ずしも事業者の料金が一般家庭よりも改定率が低めなので、その利益が全部事業者に行くかという決してそういうわけではなく、一般家庭もそれによって安全に安定して水道が使える。また、そういった事業者の方が倒れた瞬間に、一般の家庭が急に負担が増すみたいなことにならないよう、案を練っているという視点を持つ必要がある。

必ずしも、一般の方たちを^{ないがし}蔑ろにしているのではなく、将来的にそういったこ

とがあってもきちんと皆さんに安全で安心なお水を届けるための料金改定なので、それは甘受してほしいという、説明なのではないか。その思いもアドバイスする。

委員C： 超大口が配水量が高いという回答があったと思うが、町全体の水道使用量全体では、大口企業がどれくらい占めているか。

事務局： 先ほどの超大口の方の使用水量の割合は、令和4年度の決算の数値でいうと使用水量5,001㎥以上の水量割合については、約2割弱である。

委員C： 超大口の企業だけではなく、町全体の企業からの使用者の水量について、一般家庭以外のものの割合はどのくらいか。

事務局： 大口先の捉え方は、口径75mm以上の使用者の水量割合として回答する。こちらは令和4年度の決算で約16%である。

会長： 本日も皆さんからご意見等いただいたが、本委員会として新料金表の案について、結論を出したいと思うがよろしいか。

それでは本委員会がこれまで行ってきた審議の取りまとめの結果として、本日晒してもらったD案を新水道料金表案とすることについて、ご承認をいただける方は挙手をお願いします。

〈賛成多数〉

会長： 賛成多数と認め、よって本委員会では、新水道料金表について、D案を承認することに決定した。ありがとうございます。

(2) その他

会長： 委員の皆さんから何かあるか。

委員B： 全国的に水道水の有機フッ素化合物がかなり検出されていると聞き、国の基準があると思うが、有機フッ素化合物が水道水に含まれている可能性があり、健康被害を気にしている人もいるので、町はそのあたりの取り組みはどうしているか。

事務局： 町としては、いわゆるフッ素化合物に関する物質の水質検査について、令和3年度から水質の計画を定め、その中に位置づけて年1回の水質検査を行っており、埼

玉県でも同様な形で行っている。

県は、その前の令和2年から対応を始め、その動向等を見て町でも取り組んでおり、現在まで検査を行ってる。

基準自体が、まだ国でも色々と議論されているところではあるが、寄居町では、ほぼ検出されていない状況であるので、安心してご利用いただける状況である。

委員B： どこでどういう形で検査をしているか。

事務局： 町が水質検査業務を委託している検査機関と契約し、町が採水したものを検査機関に依頼をして、分析をしている。

委員D： 2点ほど質問する。

1つ目は、12月に発行した「すいどう通信」で寄居町水道事業の現状と課題について、町民に料金改定の必要性を伝えたが、そのことについて何か意見等が出ているか。

2つ目は、現在の水道料金を口径別にしていることに関してクレームがあったか伺う。

事務局： まず、昨年12月に創刊した「すいどう通信」について、直接当課に電話や窓口等での問い合わせはほとんどないが、間接的にお話を伺うことが何度かあった。

これまでの取り組み例では、計画を作ってホームページで公表、それと概要を「広報よりい」等で公表という形は取っているが、具体的な水道事業の経営状況などを使用者の方全員に向けてお知らせすることはなかったと思う。今回「すいどう通信」は、わかりやすいものを示してもらったと評価するお声を数件いただいている。

また、本日の会議の結果を踏まえ、第2号でなるべく早くこの水道委員会の審議経過等もお知らせ出来ればと考えている。

2点目の口径設定などに対するクレームは、直近ではほとんどない。

口径の設定については、他の自治体の多くが一般家庭は口径20mmを採用しているため、新築の調査などで、ハウスメーカーや水道業者から20mmを想定して窓口等で問い合わせをいただくことがある。その際、料金が他と比べるとかなり高いと戸惑われることがあるが、よく説明すると納得される。口径別のクレーム的な話はそのような内容がある。

現在は県水を受水をして安定的に供給ができていますが、過去に安定水利権を獲得するまでの間、かなり厳しいやりくりの中で水を供給していたため、水を多く使用する20mmについては、それに見合うご負担を使用者にお願いする設定としている。

委員C： 有機フッ素化合物、PFASのことだが、県水も当然検査していると思うが、県はこのPFASについて、どのように言っているか。

事務局： 県のPFASへの取り組みということだが、県も水質検査の計画というものを策定しており、それに基づいて行っている。

県は、自分たちが運営している浄水場の水質の検査をしており、町で供給を受けている県水は利根川の水になるが、県で水質検査を行い、異常がないという報告を受けている。

会 長： 他に何かあるか。なければ事務局の方からなにかあるか。

事務局： 本日の第4回の結果を踏まえ、今日までの内容を取りまとめ、町長への水道委員会としての答申の内容をまとめていく。

次回、新年度になるが、委員会のまとめとしての答申案についてご審議をいただきたい。

閉 会